

navigation

## 12月3日から9日までは「障害者週間」です

福祉推進課 障害福祉係 ☎0977-75-2405

「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設定されました。

「障害者週間」は、毎年12月3日から12月9日までの1週間です。この期間を中心に、国・地方公共団体・関係団体等では、様々な意識啓発に係る取組を展開します。杵築市でも、杵築市身体障がい者福祉協会の協力のもと街頭で啓発活動を行います。

障がいのある方々を取り巻く社会環境には、物理的・制度的なバリア(障壁)に加えて、心のバリアも依然として存在しています。この機会に、ともに社会を生きる仲間として「障がい」について考えてみませんか？

### 《相談窓口》

#### ▶福祉推進課 障害福祉係

[受付] 月～金曜日 / 8時30分～17時

[電話] 0977-75-2405

[内容]障がい者相談支援事業所とも連携して、各種相談を常時受け付けております。障害者手帳の取得や補助制度に関すること、日常生活でお困りのことなどありましたらお気軽にご相談ください。

navigation

## 小学校・中学校臨時講師を募集します

学校教育課 ☎0977-75-2411

【勤務場所】 市内小・中学校

【業務】 臨時講師

【募集人数】 若干名

【任用期間】 平成27年4月1日～平成28年3月31日

【勤務条件】

報酬月額・職務内容により、17万円、20万円、24万円  
諸手当……市の規定により通勤手当、期末勤勉手当等が支給されます。

休暇……勤務時間に応じ年次有給休暇を取得できます。  
その他……法定の社会保険制度が適用されます。

【受験資格】

小学校教員免許または、中学校教員免許(国語、数学、英語等)を持っていること

※地方公務員法第16条に該当する人は、応募することができません。

【申込方法】

教育委員会学校教育課宛に、履歴書(市販のもので可)を郵送または持参してお申し込みください。

【募集期間】

12月8日(月)～平成27年1月30日(金)  
(土・日・祝日を除く、8時30分～17時まで)

【試験】

書類審査の後、面接(平成27年2月下旬予定)のうえ決定。面接者には学校教育課から連絡をします。

【申込先】

〒879-1307 杵築市山香町大字野原1010番地2  
教育委員会 学校教育課

### ■住民基本台帳の閲覧状況を公表します■

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表します。(同項第3号に掲げる活動に係るものを除く)

期間：平成25年11月1日から平成26年10月31日

閲覧月日	請求機関の名称又は申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
H25.11.20	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	高齢期に向けた「備え」に関する意識調査	大字日野・鴨川に在住する35歳以上64歳以下の男女
12.4	(社)中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ視聴に関する調査	大田沓掛に在住する16歳以上の男女
H25.1.7	(株)ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	2014年全国たばこ喫煙者率調査	大字八坂に在住する大正14年5月1日～平成6年4月30日生まれの男女

navigation

## 杵築市職員を募集します

総務課 人事給与係 ☎0978-62-3131

職種	採用予定数	受験資格(すべての要件を満たすこと)
設備技師	1人	▶昭和49年4月2日以降に生まれた人 ▶建築設備士の資格または設備設計一級建築士証を有する人 ▶公有施設の建築設備に関する実務経験のある人

※採用予定者数は変更になることがあります。成績が基準点に達する人がいない場合は、採用しないことがあります。

※採用後は市内に居住することを原則とします。

※地方公務員法第16条に該当する人は、受験することができません。

【募集要領】

各庁舎のほか、市公式ウェブサイトでも入手できます。

【受付期間】

12月8日(月)～1月9日(金)  
(土・日・祝日を除く、8時30分～17時まで)  
※郵送の場合は、1月9日までの消印有効です。

【第1次試験】

日程：1月25日(日)

内容：教養試験、専門試験

※第2次試験以降の日程等は第1次試験合格者のみに通知します。

navigation

## 「高額介護合算療養費のお知らせ」を送付します

市民課 国保年金係 ☎0978-62-3131

「高額介護合算療養費制度」とは、毎年8月から翌年7月までの1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が基準額を超えた場合に、その超えた金額を払い戻すことで、負担を軽減する制度です。

国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者で高額介護合算療養費の支給が見込まれる人には、平成27年1月中にお知らせと支給申請書が送付されます。支給申請書に必要事項を記入し、市役所各庁舎の国民健康保険の窓口で申請手続きをしてください。

【申請に必要な書類】

- ①支給申請書・お知らせの文書
- ②認め印
- ③通帳(口座情報が確認できるもの)等
- ④国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証
- ⑤介護保険被保険者証

【申請場所】

[本庁舎1階] 市民課 国保年金係

[山香庁舎1階] 山香振興課

[大田庁舎1階] 大田振興課

navigation

## 平成26年12月1日から『児童扶養手当法』の一部が改正されました

子育て・健康推進課 子育て応援室 ☎0977-75-2408

◆これまでの『児童扶養手当法』では…

公的年金(遺族年金・障害者年金・老齢年金等)を受給している方は児童扶養手当を受給できませんでした。

◆平成26年12月1日以降は…

受給している公的年金の額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当額が受給できるようになりました。

〈参考：児童扶養手当の月額〉

- 子ども1人の場合  
全部支給：41,020円  
一部支給：41,010円～9,680円  
(所得に応じて決定されます)
- 子ども2人以上の加算額  
2人目：5,000円  
3人目以降1人につき：3,000円

現在受給中の年金額を確認し、申請の手続きをしてください。